

## 令和7年度第4回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会 議事録

### 一 会議の日時及び場所

令和8年3月17日14時00分～14時20分

オンライン会議

### 二 委員及び参考人の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名

委員（五十音順）

国岡正雄            郷野智砂子            藤島沙織            松本真理子  
宮島敦子            六鹿元雄

参考人（五十音順）

河上強志            酒井信夫            広瀬明彦            山崎浩史

消費者庁出席者

及川 仁（食品衛生・技術審議官）  
高江慎一（食品衛生基準審査課長）  
荒川裕司（食品衛生基準審査課専門官）  
高橋喜元（食品衛生基準審査課専門官）  
中川美春（食品衛生基準審査課専門官）  
中野裕司（食品衛生基準審査課主査）

### 三 議題となった事項

#### （1）報告事項

1. モノマー等通知の改正について
2. その他

### 四 審議経過及び五 決議

（発言内容）

○高江課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより食品衛生基準審議会器具・容器包装部会を開催いたします。

本日はご多忙のところ委員の皆様方、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本部会は、消費者庁の専用チャンネルでYouTube 配信をしております。本部会の録画・録音・撮影につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の委員の皆様方の出席状況をご報告いたします。本日は本部会委員6名全員の皆様にご出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

また本日、参考人リストの資料に記載されております4名の先生方に、参考人としてご出席いただいております。それでは、今後の進行を六鹿部会長にお願いしたいと思います。

○六鹿部会長 はい、六鹿でございます。

年度末のお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は議題が1つだけですが、活発なご議論よろしくお願ひいたします。では、事務局から資料の確認と、審議事項に関する利益相反の報告をお願いします。

○事務局 はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

本日はあらかじめ、議事次第、委員名簿、資料1をお送りしています。

本日は、審議事項はございません。

○六鹿部会長 はい皆様、特に問題等ございませんでしょうか。それでは、議事に移りたいと思います。議題1につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは資料1をご覧ください。

モノマー等通知の改正について（報告）でございます。まず、1ポツ目、背景でございますが、ポジティブリスト制度における新規物質の追加についてということです。ポジティブリストに掲載されていない合成樹脂原材料としての新規物質の追加等については、令和7年3月27日の食品衛生基準審議会器具・容器包装部会において、別表第1の改正、安全性審査手続又はモノマー等通知の改正の3種類の手続きの流れとすることで、ご了承いただきました。新規物質として基材に係る新たなモノマーを追加する場合や、掲載されているモノマーの使用制限等を変更する等の場合は、基材については分子量が1,000以上であること等から、手続きとしてはモノマー等通知の改正のみとなるため、その改正内容を部会に報告したうえで、通知改正を行うこととされております。これまで事業者からの要請書に基づき、モノマー等通知について累次の改正を行ってきたところでございます。今般、新たに2件の要請書が提出されたことを受け、モノマー等通知を改正するものでございます。

では具体的に、2ポツ改正の概要でございます。まず（1）1つ目の物質、物質1としていますが、1，5－ペンタンジアミンでございます。1，5－ペンタンジアミンとアジピン酸からなる重合体、別紙17に該当するものですが、これを器具、キッチンツールに使用することについて、要請があったものでございます。物質1はモノマー等通知に掲載されておりません。本改正は、物質1を別紙17に追加するものでございます。

要請者によりますと、諸外国において今回の重合体1の食品接触用途での使用知見はないということですが、歯ブラシなどの日用品に使用されているとの情報を得ているところですが、物質1及びこれから構成される重合体1について、食品への移行及び安全性について情報提供を受け、国立医薬品食品衛生研究所の専門家の意見を聴きまして、別紙1の新旧対照表のとおりモノマー等通知を改正することについて問題がないと判断したものでございます。

続いて（2）でございます。物質2、4－ヒドロキシ酪酸でございます。

4－ヒドロキシ酪酸と3－ヒドロキシ酪酸との重合体、これは別紙12に該当するものですが、これを食品用容器包装に使用することについて、要請があったものです。物質2はモノマー等通知に掲載されておりません。本改正は、物質2を別紙12に追加するものでございます。

要請者によると、重合体2は、米国、カナダ及び韓国で食品接触用途として認可されているとのことでございます。

物質2及びこれから構成される重合体2について、食品への移行及び安全性について情報提供

を受け、国立医薬品食品衛生研究所の専門家の意見を聴いて、別紙2の新旧対照表のとおりモノマー等通知を改正することについて問題がないと判断したものでございます。

なお、物質2の4-ヒドロキシ酪酸につきましては、食品衛生法の関係ではございませんが、別途、麻薬として指定されている物質に当たるということを聞いております。ただ、この重合体に関して申し上げます、まず製造過程においてはこの4-ヒドロキシ酪酸を直接使うものではなく、微生物を用いた製造方法ですので、4-ヒドロキシ酪酸が直接用いられるものではないということと、使用過程においてこの重合体が分解する等によって、4-ヒドロキシ酪酸が発生するということもないということは、別途確認しているところでございます。以上でございます。

○六鹿部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、参考人の皆様にご意見ご質問等を頂戴したいところですが、2つ物質があるということで、物質が前後してしまうと、わかりにくくなってしまいますので、1つずついきたいと思います。まず、物質1の1, 5-ペンタンジアミンにつきまして、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

こちらは、ポリアミドのモノマーということで、ポリアミドで一番有名なのが1, 6-ヘキサレンジアミンとアジピン酸からなるポリアミド66や66ナイロンと呼ばれているものですが、それよりも1つ炭素が少ない1, 5-ペンタンジアミンをアミンの方のモノマーとして追加するというご提案でございます。

河上先生、手を挙げていらっしゃいますね、どうぞ。

○河上参考人 報告事項ということで、確認として、事業者からの要請書の中で、重合体としての食品接触用途への知見はないものの、歯ブラシ等の日用品として使われているとのことであると書かれているところですが、こちらは特に食品用途ですと熱や油が関係してくるので、あくまでこれは参考で書いてあるだけで、これが特に問題ないという判断に使われているわけではないということを確認したかったのですが、それでよろしいでしょうか。

○事務局 はい、事務局でございます。ご指摘の通り、歯ブラシなどに使用しているということをご根拠として問題ないという判断をしたものではございません。あくまで参考として、食品接触用途としての使用の知見がないということでしたので、参考として、食品接触用途に類するものとして、同じく体に接触するという意味で歯ブラシを書かせていただいたものです。

○河上参考人 はい、ありがとうございます。

○六鹿部会長 はい、広瀬先生いかがでしょうか。

○広瀬参考人 ありがとうございます。1, 6が有名ということですが、ポリマーの構造体としては割とスタンダードなものかなということで、今回、今まで経験がなかったから、あるいは海外では使われていたからということがあるかもしれませんが、これに類似のものは、すでにいくつかリストに入っているわけですね、おそらく。これが特別なものというより、たまたま漏れていたということではないかと思うのですが、このことが加えたいという趣旨であると理解してよろしいでしょうか。

○事務局 はい、事務局でございます。おっしゃるとおり、重合体も化学的な構造としては類似のものはすでにあるものですので、たまたまこのモノマーが収載されていなかったという認識で

ございます。

○広瀬参考人 はい、ありがとうございます。特別でないということがわかれば良いです。あとは、毒性がありそうということはないと思いますが、ある程度類推できるものかとも思いますので、周辺情報を確認したかっただけです。ありがとうございます。

○六鹿部会長 はい、では宮島先生お願いします。

○宮島委員 国立衛研の宮島です。要請者からの情報として、歯ブラシなどの日用品に使用されているという情報をあげていただいています、日本でも使用されているのでしょうか。それとも海外で一般的に使用されているという情報なののでしょうか。よろしくをお願いします。

○事務局 事務局でございます。この歯ブラシの使用に関しては、要請者から聞いているのは海外での事例ということですので、国内の歯ブラシでこれが使われているかどうかについては、すみませんが、正確な事実関係はわからないところです。

○宮島委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○六鹿部会長 その他、物質1につきまして、何かご意見コメント等ございますか。大丈夫でしょうか。

私の方から、この物質自体には関係ありませんが、別紙17 ポリアミドのモノマーリストを見ていて気づいてしまったのですが、必須モノマーのアミン類の中に、水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸という物質が入っておりまして、この物質はアミン類ではなくて、本来、酸類に入るべき物質ですが、なぜかアミン類に紛れ込んでいましたので、今回、1, 5-ペンタンジアミンを追加する時に、水素化及び二量化処理された不飽和脂肪酸につきましても酸類の方へ移動させていただければと思いますので、ご検討よろしくをお願いします。

その他、物質1について、よろしいでしょうか。

はい、それでは続きまして、物質2の4-ヒドロキシ酪酸の方のご意見伺いたいと思います。こちらは、すでにリストに載っている3-ヒドロキシ酪酸の構造異性体の4-ヒドロキシ酪酸ということでございます。麻薬に該当するものですが、モノマー自体として使用するものではなく、微生物による製造でポリマーを作ったときに、その中にモノマーの成分として入ってくるということでの登録でございます。こちらの4-ヒドロキシ酪酸につきまして、何かコメントご意見等ございますでしょうか。

広瀬先生、どうぞ。

○広瀬参考人 細かい説明はなかったですが、麻薬に指定されている物質で、中間体として存在するというわけではなく、最終的にはポリマーに入ってしまうということですが、麻薬関係の法律との関係性は整理されているのでしょうか。もちろん、単体で存在しないので所持ということは無いと思いますが、その辺の整理ができているかどうかお聞きしたいです。また、単体で溶出してこないということは、先ほど確認されているということでしたが、その情報がある程度把握されているということで、よろしいでしょうか。確認までです。

○事務局 事務局でございます。まず麻薬としての取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法を所管しております厚生労働省の方にも確認していますが、4-ヒドロキシ酪酸が単体として存在し、所持等を行っている場合でなければ、問題ないということでしたので、この物質をポジテ

イブリストに掲載すること自体について、法律上問題があるものではないと聞いているところです。

それから、分解などしないかどうかについては、事業者を確認した箇所ですが、詳細な試験条件などは企業秘密の観点で、今はお答えは難しいのですが、ただ、ある程度温度を上げたような過酷な条件であっても分解がない、モノマーである4-ヒドロキシ酪酸としては検出限界以下であったという結果を頂いているところです。

○広瀬参考人 ありがとうございます。

○六鹿部会長 他の皆様、いかがでしょうか。

○広瀬参考人 追加でよろしいでしょうか。

○六鹿部会長 はい、どうぞ。

○広瀬参考人 微生物発酵で行うということですが、想定される以外の経路でも、割と単純な構造でもあるので、このようなケースは他にもあるでしょうか。その度に今回のような要請があがってくるのかどうか、今回が特別なのか、今後の可能性をお聞きしたかったです。

○事務局 このようなケースというのは、微生物発酵で重合体を製造するケースで、というご質問でしょうか。

○広瀬参考人 はい、そうです。

○六鹿部会長 重合体ではありませんが、先ほどの物質1についても、私の方で56ナイロンや56ポリアミドという名称で調べたところ、バイオマスで作るという情報も出てきましたので、最近はそのようなものもいくつかあるみたいです。

○広瀬参考人 他にも出てくる可能性が有るということですね。意見というよりは傾向としてお聞きしたかっただけです。ありがとうございます。

○六鹿部会長 石油を使用せずにポリマーを作るという取り組みもどんどん進められていますので、これから徐々に増えてくるかと思えます。

○広瀬参考人 ありがとうございます。

○六鹿部会長 その他、よろしいでしょうか。河上先生、どうぞ。

○河上参考人 確認だけですが、要請者から米国、カナダ、韓国で食品用として認可をもらっていることを受けて要望があったということで、これについても国立医薬品食品衛生研究所の専門家の判断ということに関係して来ると思いますが、実際に海外で使用しているという確認をされているということで、よろしいでしょうか。

○六鹿部会長 では、酒井参考人お願いします。

○酒井参考人 国立衛研の酒井でございます。要請者から提出されました要請書の添付書類といったしまして、これらが海外で使用されている旨の証明書類等がついておりますので、確認をとっております。

○河上参考人 はい、ありがとうございます。

○六鹿部会長 では、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本議題につきましては皆様のご確認をいただいたものとさせていただきますと思います。

最後になりますが、議題2その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 その他の議題については、特にございません。

次回の器具・容器包装部会については、事務局より改めてご案内させていただきます。

○六鹿部会長 それでは、本日の議題は終了しましたけれども、その他でも、言い残したこと言い忘れたことなどは大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、本日の器具・容器包装部会は、これで終了とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。